

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-24	壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政へ事前調査結果の報告は不要と考えてよいですか。 (令和5年1月13日追加)

【答】

壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計※が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

※ 請負代金の合計の考え方は、E-23をご覧ください。